

平成 29 年 3 月 3 日

企業会計基準委員会 御中

公益社団法人日本年金数理人会
公益社団法人日本アクチュアリー会

「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における
割引率に関する当面の取扱い（案）」に対するコメント

拝啓 貴会益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会より平成 29 年 1 月 27 日に公表された「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」に関しまして、下記のとおりコメントを提出いたします。

敬具

記

1. 退職給付債務の算出に用いる割引率の意味

案の結論の背景を見る限り、さまざまな意見が掲載されているだけで、これらの意見が整理され議論が行われたようにはあまり感じられない。見るところ、掲載されている意見は次の 3 種類に分類できるように感じられる。

- ① 現状の会計基準等を前提とした解釈に関する意見
- ② 退職給付債務の意味を再定義しようとする意見
- ③ 現象面からの気づき

案の結論は①に関するものと思われる。また、実務対応報告という形を採用した段階で、既にそれは選択されているとも考えられる。本件についての検討は、その立ち位置を明確にした上で行う必要がある。

本件では、①②③を区別することがまずは重要であり、その上で②について議論するこ

とが有用と考える。よって、案の議論では不十分であると感じる。

なお、結論の背景には、文意が不明な箇所がある。たとえば、第 12 項で「企業固有の見積りをどのように反映すべきか」とあるが、これは「企業固有の信用力をどのように反映すべきか」ということではないかと思われる。また、それが「現時点における負債の金額は将来の見積り支払総額を超えることはないとの意見」と同値の命題であるかのように表現されているのは適切ではないと思われる。

2. 割引率の決定にあたり国債を参照することについて

公開草案の第 14 項で「国際的な動向も踏まえる必要があると考えられるが、欧州における議論でも、現時点において統一的な見解は定まっていない」と記載されている。これを見ると、あたかも国際的にもマイナス利回りが大きな課題になっているような印象を受け、また、問題解決に向けて欧州で議論が展開しているかのような印象を受ける。しかし国際基準では、原則として優良社債の利回りが用いられるので、現状ではそれほど問題意識が高いとは考えられない。

日本基準では、「割引率の基礎とする安全性の高い債券の利回り」として「国債、政府機関債及び優良社債の利回り」が示されている。ここで、国債と優良社債の利回りには、明らかな差異が常時存在しているにもかかわらず、これらが選択的に認められている中で、日本における国債のマイナス利回りだけを取り上げて論点とすることは、議論のバランスを失うように感じられる。前記の②について検討するにあたっては、当然ながら、国債を選択肢として認めている日本基準の取扱いも重要な論点になるものと考えられる。

以上